

平成20年3月10日 国土交通省告示第284号
改正 平成20年3月31日 国土交通省告示第416号
改正 平成21年9月28日 国土交通省告示第1025号
改正 平成23年4月27日 国土交通省告示第431号
改正 平成24年12月12日 国土交通省告示第1450号
改正 平成27年1月29日 国土交通省告示第187号
改正 平成28年4月25日 国土交通省告示第284号

遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第6条の2の2第2項及び第3項並びに第6条の2の3第1項の規定に基づき、第6条の2の2第3項に規定する遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）について建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第88条第1項において準用する法第12条第2項及び第4項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。

第1 定期検査等は、施行規則第6条の2の2第2項及び第6条の2の3第1項の規定に基づき、遊戯施設について、別表(イ)欄に掲げる項目に応じ、同表(ロ)欄に掲げる事項（ただし、法第88条第1項において準用する法第12条第2項及び第4項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表(ハ)欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表(ニ)欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第68条の25第1項又は法第68条の26第1項に規定する認定を受けた構造方法を用いた遊戯施設に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第10条の5の21第1項第三号に規定する図書若しくは同条第3項に規定する評価書又は施行規則第10条の5の23第1項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあっては、当該方法によるものとする。

第2 遊戯施設の検査結果表は、施行規則第6条の2の2第3項の規定に基づき、別記に示すとおりとする。

附 則（平成20年3月10日 国土交通省告示第284号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日 国土交通省告示第416号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月28日 国土交通省告示第1025号）

（施行期日）

1 この告示は、平成21年9月28日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定にかかわらず、法第12条第3項に基づく検査及び報告並びに同条第4項に基づく点検については、平成22年3月27日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成24年12月12日 国土交通省告示第1450号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月29日 国土交通省告示第187号）

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年4月25日 国土交通省告示第284号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。